

# 月刊 中央会

2026 May

# 05



## 特集

### 通常総会終了後の事務手続きについて



熊本県中小企業団体中央会  
Kumamoto prefectural federation of small business Association

#### 今月の色風景／阿蘇の田園風景

阿蘇の田園風景は、世界最大級のカルデラ内に広がる阿蘇五岳とパッチワークのような水田とのコントラストが魅力です。季節ごとに表情を変えるその絶景は、全体を見渡すなら大観峰や田子山展望所、城山展望所などもベストスポットです。

この美しい景観は、千年以上続く農業と野焼きによって守られています。

# 経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー  
大樹生命



## 従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、  
安定した退職金準備が  
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社  
大樹生命保険株式会社



## 経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱\* (月払)の場合、  
一般扱 (口座振替扱月払等)で  
ご契約いただくよりも、  
保険料が割安になります!

### オーナーズプラン

経営者の  
各種リスクマネジメントのために

### パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの  
保障準備をサポート



## 業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる  
従業員さまのケガなどのリスクに  
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
業務災害補償保険 取扱代理店  
大樹生命保険株式会社



- \* 団体扱とは、熊本県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および熊本県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 熊本支社

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-1 大樹生命ビル5F TEL:096-354-4378  
<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2023-432 (損保)A-2023-112 (2023.9)  
R-2023-1009 (2023.9)

Contents

特集

通常総会終了後の事務手続きについて .....02~04

・ 組合HOTNEWS

天草れいほく地域づくり協同組合、山都町観光振興協同組合 .....05

熊本県パン協同組合 .....05

・ 中央会役員の声を聴く .....06

・ お知らせ .....06

第71回通常総会のご案内 .....06

熊本県信用保証協会からのお知らせ .....08

・ くまもとUBA

くまもとUBA創立50周年/JIYUくまもと連絡会議定例会 .....07

・ 景況ウォッチャー

令和8年3月分 .....10

情報連絡員便り .....11

・ 掲示板

令和8年度 中央会事務局 新体制 .....12

新入職員紹介 .....12

編集後記 .....12

5月 熊本の花



花言葉

- \*母への愛 (赤)
- \*感謝、熱愛 (P)
- \*純粋な愛 (朱)
- \*尊敬、純潔な愛 (白)
- \*軽蔑、嫉妬 (黄)
- \*誇り、気品 (紫)

母の日とカーネーション  
 アメリカの南北戦争でアン・ジャビスが敵味方問わず負傷兵の衛生状態を改善する活動を行った。死後、娘が5月12日に記念会を開催し、母の好きだった白いカーネーションを配りました。  
 これが母の日の起源とされ日本では5月の第二日曜日を母の日とする事となりました。



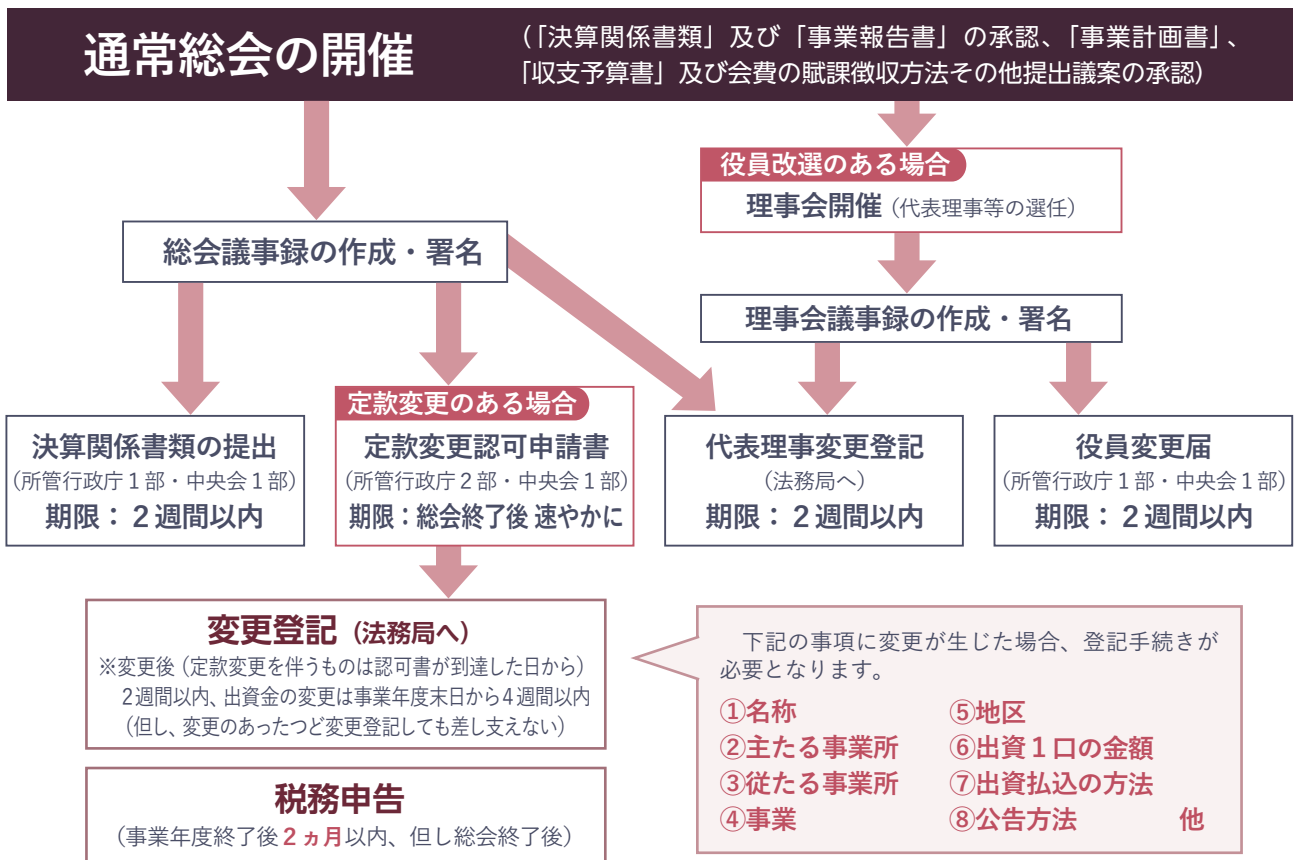
# 通常総会終了後の事務手続きについて

4月が到来し、多くの組合において新年度を迎えられたかと思います。また、5月には多くの組合が通常総会を迎え、総会終了後は登記・届出等の法律に基づいた事務手続きが必要となります。

そこで本誌では、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律等により義務付けられている通常総会終了後の事務手続きの流れについてまとめました。

なお、ご不明な点がございましたら、本会ホームページで様式をご確認いただくか、お気軽に電話にてご相談ください。

## 通常総会終了後のスケジュール



## 通常総会終了後の処理事項

### ■総会議事録の作成

#### 総会議事録に必要な記載事項

- 招集年月日
- 開催日時及び場所
- 理事・監数の数及び出席理事・監数の数並びにその出席方法
- 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- 出席理事の氏名
- 出席監事の氏名
- 議長の氏名
- 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 議事の経過の要領及びその結果
- 他

### ■行政庁への決算関係書類の提出

通常総会終了後、**2週間以内**に決算関係書類を行政庁に提出することが義務付けられています。

#### 提出書類

- 事業報告書
- 財産目録
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 剰余金処分 (又は損失処理) 案
- 総会議事録 (謄本)

## ■役員変更届の行政庁への届出

役員改選、氏名、住所の変更などがあつた場合には、変更の日から**2週間以内**に、所管行政庁に役員変更届を提出しなければなりません。なお、役員変更届は、役員改選の有無に関わらず役員の補充や代表理事または役付理事の交代、役員の辞任等、一部でも役員の変更があつた場合でも届出が必要です。

### 役員変更届の添付書類

- 変更事項を記載した書面（新旧役員氏名（住所）対照表）
- 変更の年月日及び変更の理由を記載した書面
- 新役員選任の総会・理事会議事録（謄本）

## ■定款変更

定款の変更は、総会において特別議決を必要とする重要事項であり、必ず行政庁の認可を受けてから施行することになります。申請にあたっては事前にご相談下さい。

## 様式提出モデルについて

※前述の添付書類等全ての提出書類はA4サイズでの作成をお願いいたします。

### 1. 決算関係書類提出書の認可行政庁宛の鑑文

(協同組合・企業組合用)

令和 年 月 日

熊本県知事 ○○○○ 殿 (※注①)

○○市○○町○○番地  
○○○○協同組合・企業組合  
代表理事 △△△△

**中小企業等協同組合決算関係書類提出書**

中小企業等協同組合法第105条の2第1項の規定により別紙の中小企業等協同組合の決算関係書類を提出します。

(商店街振興組合（連合会）の場合)

令和 年 月 日

熊本県知事 ○○○○ 殿 (※注①)

○○市○○町○○番地  
○○○○商店街振興組合（連合会）  
代表理事 △△△△

**商店街振興組合（連合会）決算関係書類提出書**

商店街振興組合法第82条第1項の規定により商店街振興組合（連合会）の決算関係書類を別添のとおり提出します。

(協業組合・商工組合の場合)

令和 年 月 日

熊本県知事 ○○○○ 殿 (※注①)

○○○○協業組合・商工組合  
○○市○○町○○番地  
代表理事 △△△△

**決算関係書類提出書**

中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項（第71条）(※注②)において準用する中小企業等協同組合法第105条の2第1項の規定により、下記の書類を提出します。

記

- 1 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失処理方法を記載した書面
- 2 1の書類の承認をした通常総会（通常総代会）の議事録の謄本

(※注②) ・『法律第5条の23第6項』は協業組合の場合  
・『法律第71条』は商工組合の場合

(※注①) 組合の所管行政庁により宛名を変えてください。(例：認可庁が熊本市の場合) 熊本市長○○○○殿

## 2. 役員変更届関連の様式集

### (協同組合・企業組合の場合)

熊本県知事 ○○○○ 殿 (※注③)

令和 年 月 日

○○市○○町○○番地  
○○○○協同組合・企業組合  
代表理事 △△△△

#### 中小企業等協同組合役員変更届書

中小企業等協同組合法第35条の2の規定により中小企業等協同組合の役員の変更を別紙の変更した事項を記載した書面その他の必要書類を添えて届け出ます。

### (商店街振興組合(連合会)の場合)

熊本県知事 ○○○○ 殿 (※注③)

令和 年 月 日

○○市○○町○○番地  
○○○○商店街振興組合(連合会)  
代表理事 △△△△

#### 商店街振興組合(連合会)役員氏名(住所)変更届出書

役員(氏名(住所))に変更がありましたので、商店街振興組合法第45条の規定により別添書類を添えて届け出ます。

### (協業組合・商工組合の場合)

熊本県知事 ○○○○ 殿 (※注③)

令和 年 月 日

○○○○協業組合・商工組合  
○○市○○町○○番地  
代表理事 △△△△

#### 役員(氏名(住所))変更届出書

役員(氏名(住所))に変更がありましたので、中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項(第47条第2項)(※注④)において準用する中小企業等協同組合法第35条の2の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

- 1 変更した事項を記載した書面
- 2 変更の年月日及び理由を記載した書面

- (※注④) ・『法律第5条の23第3項』は協業組合の場合  
・『法律第47条第2項』は商工組合の場合

(※注③) 組合の所管行政庁により宛名を変えてください。(例:認可庁が熊本市の場合) 熊本市長○○○○殿

### (1) 変更した事項を記載した書面

新旧役員氏名(住所)対照表

新役員			旧役員		
役名	氏名	住所	役名	氏名	住所
理事長	○○○○	熊本県○○市○番○号	理事長	○○○○	熊本県○○市○番○号
副理事長	○○○○	熊本県○○市○番○号	副理事長	○○○○	熊本県○○市○番○号
専務理事	○○○○	熊本県○○市○番○号	専務理事	○○○○	熊本県○○市○番○号
理事	○○○○	熊本県○○市○番○号	理事	○○○○	熊本県○○市○番○号
監事	○○○○	熊本県○○市○番○号	監事	○○○○	熊本県○○市○番○号

### (2) 変更年月日及び変更した理由を記載した書面

変更年月日 令和○年○月○日 (※注⑥)  
変更した理由 ○○○のため (※注⑦)

(※注⑤)

(※注⑤) 役員数により、適宜増減させてください。

(※注⑥) 通常総会又は臨時総会開催日(役員が変更された日)を記入してください。

(※注⑦) (例) 任期満了による改選、代表理事(理事)○○辞任(死亡)等を記載してください。

ご不明な点は、本会までお気軽にお問い合わせください。また、定款変更等をお考えの際は、お早めにご相談ください。

熊本県中小企業団体中央会

検索

TEL: 096-325-3255

HP: <https://www.chuokai-kumamoto.com/>



## 組合 Hot News

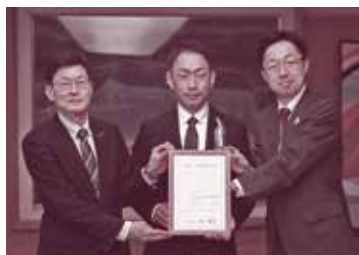
### 「特定地域づくり事業協同組合」2組合が認定されました！

天草れいほく地域づくり協同組合、山都町観光振興協同組合

令和8年3月16日(月)、天草れいほく地域づくり協同組合および山都町観光振興協同組合が熊本県の木村知事を表敬訪問し、同日付けで認定を受けた「特定地域づくり事業協同組合」について報告を行いました。両組合からは、設立に至るまでの準備状況や地域が抱える人材確保の課題、今後の取り組み方針などが説明され、知事からは地域の活力向上に向けた期待が寄せられました。「特定地域づくり事業協同組合」制度は、人口急減地域において一定の要件を満たす組合を知事が認定し、労働者派遣事業を許可制から届出制へと簡素化するとともに、組合運営への財政支援を可能とする仕組みです。これにより、安定した雇用環境や適正な給与水準を備えた職場づくりが進み、地域内外の若者や移住希望者を呼び込む基盤が整います。また、地域事業者の人手不足解消や事業継続の後押しにもつながることが期待されています。当日の表敬訪問は終始和やかな雰囲気で行われ、両組合の取り組みが地域の将来に新たな可能性をもたらすことを感じさせる、前向きな意見交換の場となりました。



表敬訪問後の記念撮影



山崎町長、林田理事長、木村知事  
【天草れいほく地域づくり協同組合】



坂本副町長、山下理事長、木村知事  
【山都町観光振興協同組合】

## 組合 Hot News

### 「南部炊飯センター」完成披露会を開催

～地域の食を繋ぐ、八代・津奈木地区の新たな炊飯拠点が始動～

熊本県パン協同組合

4月3日(金)、熊本県パン協同組合は、八代市鏡町に整備した「南部炊飯センター」の完成披露会を挙行了。当組合にとって菊池市七城町のパン共同工場に次ぐ第二の事業拠点となり、会場には行政や学校給食関係者が多数出席しました。

主催者挨拶で永田理事長は、八代市の給食センター再編に伴い、長年同市の炊飯を担ってきた清水パンから業務を継承する形で、組合としてセンター新設を決断した経緯を説明。「既存設備を一部活用・修理してコストを抑えつつ、二億五千万円を投じて高効率なラインを構築した。センター長には清水パンの清水氏を迎え、その経験を活かしながら、子供たちに安心して美味しいご飯を届けたい」と決意を述べられました。

来賓祝辞では、県学校給食会の浦川理事長が組合の長年の貢献に謝意を示され、八代市教育委員会は「組合の決断が市の給食再編プロジェクトの大きな力となった」と、官民一体となった整備の意義を強調しました。

その後、清水センター長らの案内で工場見学が行われ、限られた敷地を有効活用した機能的な設計や衛生管理の徹底ぶりに、参加者は高い関心を寄せていました。新センターは今後、八代市全域と津奈木町の小中学校へ炊飯給食を供給し、地域の食のインフラを支えていきます。



新たな給食供給の拠点となる  
「南部炊飯センター」



完成の喜びと今後の決意を語る  
永田理事長



式典後に行われた工場見学の模様

# 「中央会役員の声を聴く」

テーマ：「業界の今後の展望について」



## 吉弘 顕規 氏（熊本県中小企業団体中央会青年部協議会・合志工業団地協同組合）

鋼材価格は、他の商材と同様に高騰が続いており、エネルギー・物流コストの構造的上昇から、今後世界情勢が元に戻ったとしても、従来水準への回帰は限定的と見えています。

一方、金利上昇や人手不足の進行により、鉄骨需要は、中長期的に減少圧力がかかる見通しです。

その中で、熊本県はJASM第二工場の建設再開を契機に、外資・大手資本の進出が見込まれ、半導体関連や工場建設など、特定分野の需要拡大が期待されます。加えて、全国的にも大型物流倉庫やデータセンターに加えて、防衛関連インフラの整備を背景に、同じく、大手ゼネコン主導の傾向が強まっています。

これからの中小企業には、案件選別と強み領域への集中が、一層求められます。

## 前田 博明 氏（熊本総合鉄工団地協同組合）

県内の製造業界においてはTSMC第2工場の着工も正式決定し、半導体関連の大型投資を追い風として堅調な需要が続いています。しかしながら、イラン情勢の緊迫化が、原油高による物流コストや原材料価格を押し上げ、製造品目に必要な薬品やナフサ関連の梱包材の入手が困難な状況となっています。

特に仕事の受注は増えているものの、人手不足が続く中、深夜勤務等を含めた労働条件に伴う人件費も高騰しており、生成AIの活用など業務改善を図りながら、粗利益を上げるための方策が必須となっています。

県内事業者が新たに半導体サプライチェーンへの参入できるチャンスはあるものと捉えており、この難局を乗り越えるためにも、組合員の連携を強化し、急激な外部環境の変化に順応していくことが必要と考えます。

## 河島 一夫 氏（熊本県商店街振興組合連合会）

近年の商店街の店舗構成の傾向として、小売店が減少し、飲食店の増加が顕著となっています。また、ビルの2階以上には美容室等のサービス業が入居する傾向にあり、今後も在庫を抱えない業態の店舗の出店が続くものと推測されます。また人流については、訪日客の増加や企業進出、商店街近隣でのマンション建設ラッシュにより居住人口及び来街者の増加が見込まれます。

こうした状況を踏まえ、今後は家族連れが気軽に楽しめる「遊び」や「体験」の要素を商店街の中に取り入れ、街を訪れる動機を創出することがより重要かつ必要になると思います。また、デジタル看板の活用で効率的な収益確保するといったDX化も持続的発展の鍵となると考えています。

## 三角 清一 氏（熊本県石油販売協同組合）

当業界では、自動車の電動化の進展やガソリン需要の減少、経営者の高齢化や後継者不足といった複合的な課題に直面しています。特にSS過疎地においては来店客数の減少や収益性の低下が顕著であり、事業継続が困難となるケースも増加することが懸念されています。しかしながら、当業界は地域の生活や物流を支える重要な社会インフラであり、その役割を将来にわたり維持していく必要があります。加えて、従業員が安心して働き続けられるよう、労働環境や処遇の改善を図ることも重要です。このような状況を踏まえ、SS過疎地へ積極的に出向き、地域の実情に寄り添いながら、経営課題の解決に向けた具体的な支援と働きかけを行ってまいります。

## 中央会からのお知らせ

# 熊本県中小企業団体中央会

## 第71回通常総会のご案内（予定）

● 開催日時 令和8年5月27日(水)  
15:00～

● 開催場所 ホテル日航熊本  
熊本市中央区上通町2-1  
TEL: 096-211-1111

会員の皆様には、別途御案内致します。また、通常総会終了後には、交流懇親会を行いますので、万障繰り合わせの上ご出席賜りますようお願い申し上げます。





# くまもとUBA

UNITED BUSINESS ASSOCIATIONS

## くまもとUBA 創立50周年

中央会青年部（熊本県中小企業団体中央会青年部協議会：くまもとUBA）は、昭和52年（1977年）1月17日に発足しました。発足当時の会員は15組合、会長は熊本県セメント瓦工業組合青年部（現・熊本県瓦工業組合青年部瓦楽会）の横田郁之輔さまでした。

それから組合青年部、賛助会員の加入や脱退を経て、現在43青年部、6賛助会員で活動しており、現在の吉弘顕規会長は15代目会長になります。会員数、組織率からすれば全国2位の規模となり、50年の歴史の中で非常に多くの青年経営者・後継者が携わっていただいた結果、熊本県における組合青年部活動、中央会青年部活動が今もなお活発に行われていることをこの節目に深く感謝申し上げます。

さて、創立50周年を迎える節目の年を記念し、関係各所及び会員皆様への日頃の感謝を申し伝えるべく、記念式典を開催いたします。なお当日は、令和8年度通常総会及び記念講演を併せて開催いたしますので、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

予告！

### 令和8年度通常総会・創立50周年記念式典・記念講演

開催日 令和8年7月2日(木)

開催場所 熊本ホテルキャッスル

※まずはスケジュールのご確認をよろしくお願いいたします。

## ～ JIYUくまもと連絡会議 定例会 ～

令和8年3月30日(月)、JIYUくまもと連絡会議 定例会が開催されました。この組織は県内青年4団体（JC:公益社団法人日本青年会議所IMPULSE：熊本県商工会青年部連合会 YEG：熊本県商工会議所青年部連合会 UBA：熊本県中小企業団体中央会青年部協議会）の連携を深め、情報共有を通して熊本の災害対応力向上に取り組む組織です。今回の定例会では各団体の会長や関係者に加え、熊本地震の経験を機にこの会を発足させた当時の各団体の会長方も参加し、震災から10年を迎えるに



あたり、改めてこの会が発足した経緯やJIYUの意義などについて当時の経験を踏まえてお話しいただきました。また災害が多発する中、今後どのような取り組みが必要になるかを検討し、各団体の強みを活かしながら連携・協力していくことが共有されました。

【お問い合わせ先】 熊本県中小企業団体中央会青年部協議会事務局

TEL:096-325-3255 youth@chuokai-kumamoto.com 担当：佐々木・齊藤

中小企業のみなさまへ

# モニタリング強化型特別保証制度 のご案内

今がお得！



令和8年3月16日～令和9年3月31日申込受付分までは  
保証料 **1/2** 相当の補助があります！

\* 申込時期により保証料補助の割合が異なります



## モニタリング強化型特別保証制度とは

- 中小企業者が認定経営革新等支援機関※と連携して、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、金融機関及び信用保証協会に経営状況等を報告する制度です。
- 上記により、経営状況の変化を早期に捉えることで、金融機関及び信用保証協会による適時・適切な経営支援等に繋げることを目的としています。

※認定経営革新等支援機関

…中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等。



## ご利用いただける方

認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する中小企業者です。

※当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限ります。

本制度についてのお問い合わせはこちら



熊本県信用保証協会

0120-69-3221 受付時間9:00～17:15  
(土・日・祝を除く)

QRコードを読み取ることでHPからもご相談いただけます！

【本所】096-375-2000

【八代支所】0965-33-2579

【天草支所】0969-23-2015



# 保証料の上乗せで**経営者保証が不要**となる 「事業者選択型経営者保証非提供保証制度」がご利用いただけます！

対象者	次の(1)～(5)を <b>すべて満たす</b> 法人 (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権が無く、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3) 次のいずれかを満たすこと ①直前決算において債務超過でない      ②直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと (5) 保証料上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること ※法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算が無い法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。 設立事業年度の次の事業年度の決算が無い法人の場合(3)は問いません。
対象制度	原則として次の信用保険が付保された全ての保証が本制度の対象となります ①無担保保険    ②公害防止保険    ③エネルギー対策保険    ④海外投資関係保険 ⑤新事業開拓保険    ⑥事業再生保険 (注1) 本制度は、個別の保証制度ではありません (注2) 法令の定めるところにより保証人を徴求しない保証は本制度の対象外となります
保証料率	対象者(3) ①及び②の <b>いずれも</b> 満たす場合 → 利用する保証制度所定の保証料率に <b>0.25%</b> 上乗せ 対象者(3) ①又は②の <b>いずれか一方</b> を満たす場合 → 利用する保証制度所定の保証料率に <b>0.45%</b> 上乗せ



**熊本県信用保証協会**

〒860-8551 熊本市中央区南熊本4-1-1

お問い合わせ先

保証部保証事務課

☎ **0120-69-3221**

## ～65歳超雇用推進助成金のご案内～

### 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、66歳以上への継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主の皆様を助成します。

#### 主な支給要件

- 労働協約または就業規則で定めている定年年齢等を、過去最高を上回る年齢に引上げること
- 1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること
- 高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置の実施

#### 支給額

・定年の引上げ等の措置の内容、60歳以上の対象被保険者数、定年の引上げ年数に応じて15～240万円まで支給

### 高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主の皆様を助成します。

#### 主な支給要件

- 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を就業規則等に規定していること
- ①の規定に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換していること
- 無期雇用転換した労働者に転換後6ヶ月分の賃金を支給していること

#### 支給額

・対象労働者1人につき40万円  
(中小企業以外は30万円)

### 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用管理制度を整備するための措置(賃金制度、健康管理制度等)を実施した事業主の皆様を助成します。

#### 主な支給要件

- 雇用管理整備計画書を提出し、認定を受けていること
- 1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者であって、講じられた雇用管理制度が適用されており、計画終了日の翌日から6か月以上継続して雇用されている者が1人以上いること

#### 支給額

- 賃金・人事処遇制度の導入・改善：60万円(中小企業以外は45万円)
- 労働時間制度、在宅勤務制度、研修制度、健康管理制度の導入・改善：30万円(中小企業以外は23万円)
- 機器等の導入：措置導入経費(上限50万円)×60%(中小企業以外は45%)

- ★お問合わせや申請は、熊本支部高齢・障害者業務課までお願いします。
- ★コースごとに申請受付期間が異なります。
- ★制度の詳細はホームページ(<https://www.jeed.go.jp>)をご覧ください。

#### 助成金説明会のご案内(概要説明)

開催日：令和8年 5/14、7/9、8/27、10/8、11/26  
令和9年 2/4

\*参加無料  
\*説明会の詳細、申込方法については、熊本支部ホームページをご覧ください

場 所：ポリテクセンター熊本(合志市須屋2505-3)

J E E D 熊本 検索



【TEL】 熊本支部  
096-249-1888

# 景況ウォッチャー

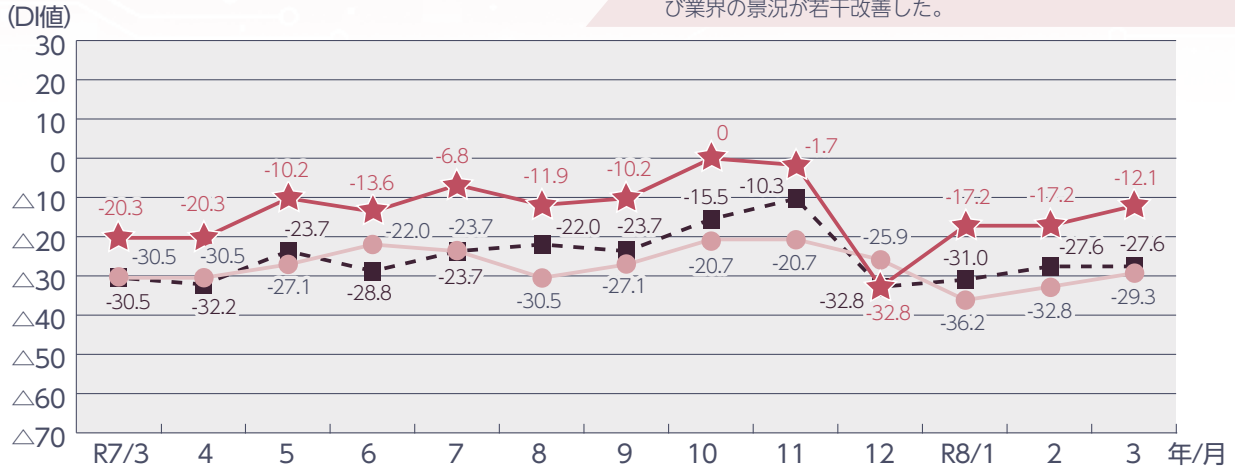
情報連絡員の皆様から寄せられた回答を基に作成しています。

※DI値とは、前年同月と比較した企業の景況感を示す景況判断指数のことです。  
 ※DIの計算方法（『増加』・『好転』した組合数－『減少』・『悪化』した組合数）÷回答組合数×100

★売上高  
 -●-●- 収益状況  
 ●業界の景況

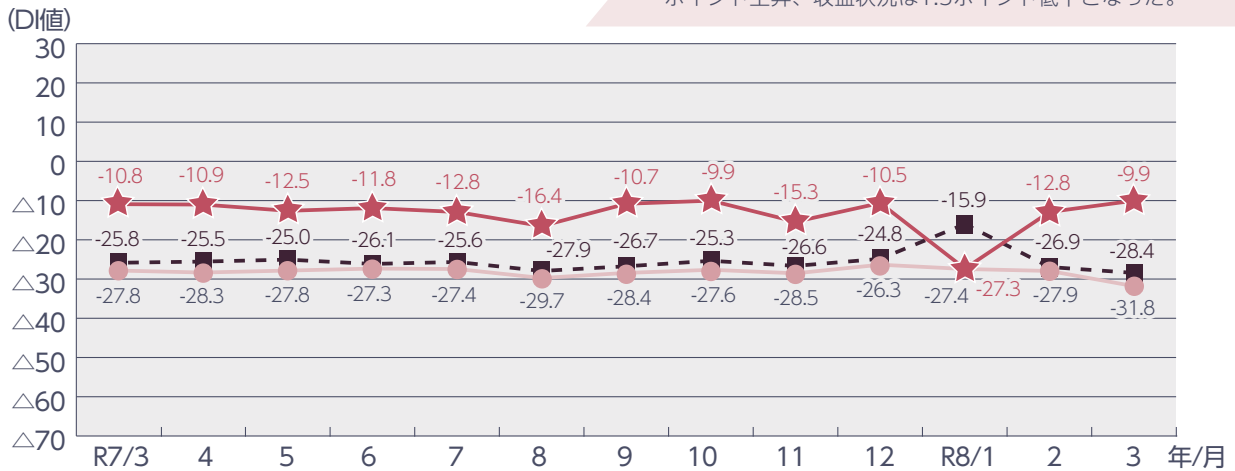
## ■景況の推移（前年同月比）熊本県集計

売上高がマイナス12.1ポイント、収益状況がマイナス27.6ポイント、景況がマイナス29.3ポイントとなり、売上高および業界の景況が若干改善した。



## ■景況の推移（前年同月比）全国集計

主要3指標は、景況感が3.9ポイント低下、売上高が2.9ポイント上昇、収益状況は1.5ポイント低下となった。



## ■熊本の経済指標

※鉱工業指数は2010年、消費者物価指数（熊本市）は2010年を100とした指数  
 ※中古車登録台数は中古新規登録のみです。

①熊本の人口 (R8. 3)	1,677,647人	➡	⑪新車登録台数 (R8. 3)	4,330台	➡
②鉱工業指数 生産 (R8. 1)	103.7	↓	⑫中古車登録台数 (R8. 3)	2,774台	➡
③鉱工業指数 出荷 (R8. 1)	106.3	↓	⑬預金残高 (R7.11)	7兆9,524億円	➡
④鉱工業指数 在庫 (R8. 1)	76.1	↑	⑭貸出残高 (R7.11)	5兆5,196億円	➡
⑤公共工事請負額 (R8. 1)	159億円	↗	⑮企業倒産件数 (R8. 2)	6件	↓
⑥設住宅着工戸数 (R8. 1)	1,506戸	↑	⑯企業倒産負債総額 (R8. 2)	2億4,700万円	↓
⑦百貨店売上高 (九州) (R8. 1)	414億円	↓	⑰輸出 (R7.12)	44億円	↑
⑧スーパー売上高 (九州) (R8. 1)	1,124億円	↗	⑱輸入 (R7.12)	112億円	↑
⑨共同店舗売上高 (県内7店舗) (R8. 1)	4億548万円	↑	⑲消費者物価指数 (R8. 1)	111.7	➡
⑩生コン出荷量 (R8. 3)	101,888m <sup>3</sup>	↓			

前年同月比 (%)    ↓ 減少 -10%以上    ↘ やや減少 -5%以上～-10%未満    ➡ 不変 0～±5%未満    ↗ やや増加 +5%以上～+10%未満    ↑ 増加 +10%以上

【データ出典】 ■①…熊本県統計人口調査 ■②～④…熊本県鉱工業指数月報 ■⑤～⑧、⑬～⑱…熊日新聞掲載  
 ■⑨…熊本県中央会調べ ■⑩…熊本県生コンクリート工業組合 ■⑪・⑫…熊本県自動車販売店協会

## 食料品

### パン製造業

- 炊飯センター竣工により、雇用人員増加。

## 窯業・土石製品

### コンクリート製品製造業

- 令和7年度の県全体の生コン出荷量は前年比84.5%と厳しい結果となった。公共事業の発注量の減少や熊本地区における半導体製造工場周辺の関連工事が落ち着いていることが要因の一つとして考えられる。生コン製造における原材料価格の高騰が各工場の収益を圧迫しており、今後も景況は厳しい見通しである。

## 鉄鋼・金属 異業種

- 急激な原油高に対応できない状況であり、経営状況が悪化している。
- 燃料費の高騰により、売上額は上昇しているものの、資金繰りが悪化している。
- 住宅資材の値上がりにより着工戸数が減少。さらにイラン問題が追い打ちとなっている。
- 燃料高騰も影響を受けている。
- 全体的に売上高の増加及び収支の改善がみられるようになり、経営状況の好転がみられるようになった。しかし、一部の組合員にとっては人材不足や原材料費の高騰の影響がまだ継続している側面がみられる。また、今後については米国やイスラエルが始めたイラン戦争による原油の輸入不全や食料品の高騰、原材料の調達不能による経営への深刻な打撃が懸念される。

## 卸売業

### 各種商品卸売業

- 原油価格高騰の影響は、組合員全ての業種で取扱う商品の値上げにつながっている。ガソリンや軽油価格の上昇で自社配送の会社は配送日を減らしたり配送先を絞るなど、経費削減に注力している。仕入れ価格の上昇と販管費の上昇を販売価格に転嫁しているものの、働き方改革による人件費の上昇に追いつかなくなってきた。

### 野菜卸売業

- 野菜の安価が続いている。また、市場の売れ行きも芳しくない。

### 生鮮魚介卸売業

- 今月は、買付額が昨年比103.56%と順調に推移している。このまま推移すると仲卸の業容も拡大する。

## 小売業

### 燃料小売業

- 暫定税率廃止後、一時的に販売数量は増加傾向にあったが、イラン情勢の影響をまともに受け、燃料が十分に供給されない店舗が出てきた。政府の補助金が始まってからは少しずつ価格が落ち着いてきたが、仕入

値が高い時に購入した在庫を消化できる店舗とできない店舗との差が大きく、店舗ごとの価格差が大きく生じている。資本力がある店舗は薄利多売できるが、特に地方の店舗は価格を下げるができず、今後の店舗運営そのものが苦しい状態にある。

- 4月のプロパン仕入単価は、中東情勢と為替の影響により高騰している。販売単価にすぐには反映できないため、これから収支が急速に悪化する見通し。

### 各種商品小売業

- 3月度売上前年対比86%、客対比92%。食品は競合ディスカウント店の低価格販売などの影響を受けているが、中でも鮮魚・惣菜は前年並みの数字を残している。専門店についても本・茶・100均は前年対比100%以上で、部門別の特性を生かした販促・チラシ等にも反映していきたい。

3月度より全店商材を集めた月1回の朝市（第三金・土）を開催しており、競合店との差別化にも繋げたい。

- 令和7年度の売上実績は久しぶりに前年比をクリアし、目標までもう少しという実績であった。令和8年度は目標もクリアできるのではないかと希望を持っている。

### その他の小売業

- 中古車業界に限らないと思うが、ホルムズ海峡封鎖に伴う原油供給の停滞により、燃料価格の上昇や輸送コストの増加が続き、仕入れ・販売の双方に影響が出ている。中古輸出業者の買い控えに始まり、オークション落札価格も従来を大幅に割った。早期の解決を願っている。また、事業承継問題も切実な状況であり、廃業に追い込まれる組合員事業者も以前に比べ増加傾向である。

## 建設業

### 鉄筋工事業

- 3月は、いままで停滞していた鉄筋工事が少し動き出した。しかし、建設業界は、産業構造の変化の時期を迎えている。そして、追い打ちをかけるように、2月末のイランの状況が各分野に波及している。資材価格の高騰、係る建材等の高騰、これから鉄筋施工の仕事は増えていくが、世界情勢で今後どうなるか懸念される。特に今月は、3月から各方面で法律、ルールが変わることへの対応策等情報発信を行った。

## サービス業

### その他サービス業

- 年度末の多忙な時期と重なり春のイベントが増加した。労働集約型のサービス業であるため、人の確保が必要不可欠である。全国的にみても人出不足により、仕事の依頼はあるものの図らずも廃業に追い込まれる事案も散見されるようになってきた。1社では賅いきれない事案も組合の相互扶助という目的でその存在意義が発揮されている。

**運輸業**

**沿海海運業**

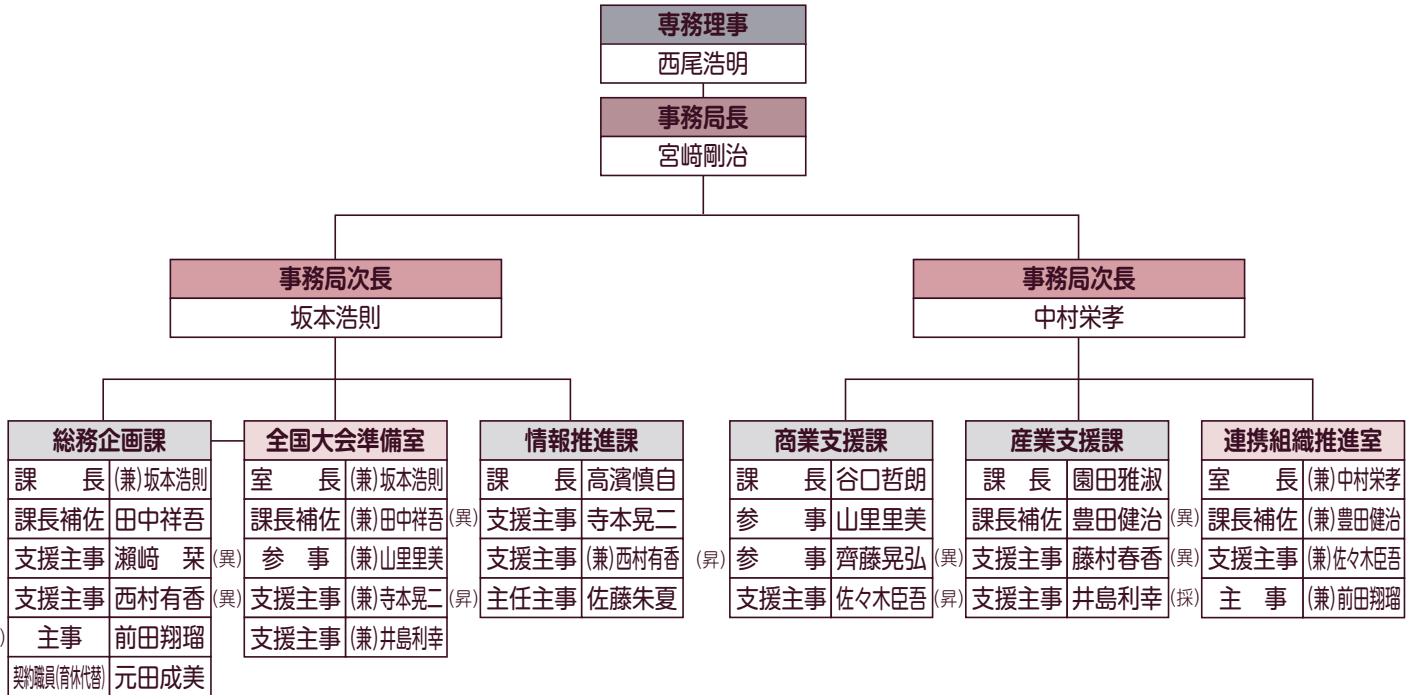
- 4月は契約更改時期であるが、用船料はほとんど上がっており、荷動きも落ち込みは無いため収益状況は順調である。原油高騰に関しては、燃料代がオペレーター持ちであるため直接の影響はないがオイル代やペ

ンキ代などは高騰しており利益を圧迫している。

**一般貨物自動車運送業**

- 3月は荷動きや暫定税率廃止により、燃料調達の不安と価格の高騰で精一杯の事業経営であった。4月は数量制限が一段と厳しくなる可能性がある。

**令和8年4月1日より中央会事務局が新しい体制になりました**



**新入職員紹介**



総務企画課兼連携組織推進室  
主事

マエダ カケル  
**前田 翔瑠**

**4月から新しい仲間が増えました**

はじめまして。この度入局いたしました前田翔瑠と申します。社会人としては、まだ未熟で分からないことも多いですが、先輩方に教えていただきながら一日も早く仕事に慣れていきたいと考えております。何事にも前向きに取り組み、責任感を持って一つ一つの業務に向き合っております。微力ではございますが、周囲の皆様のお役に立てるよう精一杯努力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

**編集後記**



こんにちは、4月中旬になってもゴールデンウィークの予定がまだ立っていない佐藤です。皆さまは、今年のゴールデンウィークをどのようにお過ごしになりますか。

さて、4月1日の人事異動に伴い、本会の組織体制が一部変わり、組合担当者も変更となりました。また、新入職員紹介でもご案内しておりますが、4月より新たに1名が仲間入りしました！私自身も新入職員としてご挨拶させていただいてからは2年…時の流れの早さに驚きます。3年目もより一層気を引き締め、組合支援や情報提供に取り組んでまいります。

それでは、来月号もどうぞお楽しみに☺

情報推進課 佐藤 朱夏

月刊 **中央会**

組合活性化情報  
No.840/2026.5月号

TEL.096-325-3255 FAX.096-325-6949  
E-mail:info@chuokai-kumamoto.com

# 健康で保険料がおトクに!

BESTパートナー  
大樹生命  
日本生命グループ



健診結果を出し、条件を満たせば、  
保険料がお得になるかも!

よりそう保険。



無配当保障セレクト保険

健康診断などの結果をご提出いただき、付加条件を満たしている場合に、  
健康自慢を付加することで対象特約の保険料がお安くなります。

※健康自慢(健康体料率(特約用))を付加できる保険は、大樹セレクト(無配当保障セレクト保険)です。健康自慢の付加にあたっては、所定の要件があります。※ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり(約款)」をご覧ください。

大樹生命保険株式会社 熊本支社

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-1 大樹生命ビル5F TEL:096-354-4378  
<https://www.taiju-life.co.jp/>

R-2024-1008(2024.10)

## 商工中金の 中小企業組合支援

個々の企業では解決できないさまざまな課題に、連携して  
対応する中小企業組合。商工中金は、1936年の設立以来、  
一貫して組合・組合員の価値向上に取り組んでいます。  
これまでも、これからも、商工中金は、組合運営のフォローや  
補助金等の情報提供、ご融資を通じて、組合が手がける  
さまざまな共同事業の円滑な発展をサポートしていきます。

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

熊本支店 TEL:096(352)6184

〒860-0846 熊本市中央区城東町2番23号



人を思う。未来を思う。

商工中金

## 中央会会員組合および組合員事業所の皆さまへ

# くまもと共済の 生命傷害共済

不慮のケガや身体・生命のリスクに備える共済です。

中小企業・個人事業者の安心経営に  
従業員の福利厚生に  
共済がバックアップ



◇ご加入者の範囲◇ 健康で、正常に就業し、または日常生活を営む方

## 5つの特色

1 共済金は契約者へお支払い

2 業務中・業務外を問わず  
24時間補償！

3 剰余金は組合員である契約者へ  
還元することがあります

4 労災保険や他種保険等に  
関係なくお支払い

5 共済掛金は  
損金に算入できます

### 傷害共済金

(死亡・高度障害・後遺障害・入院・手術・通院)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたときに  
共済金をお支払いします。



自動車にはねられて死亡した



作業中にケガをした

### 疾病共済金

(死亡・高度障害・入院)

疾病を被り、死亡または高度障害となったとき。  
または、継続して20日以上入院したときに、あらかじめ  
定められた額の共済金をお支払いします。



心臓病で死亡した



脳梗塞で入院した

記載の内容は、生命傷害共済の内容の一部を記載したものです。ご加入にあたってはパンフレット、重要事項説明書を必ず御覧ください。



小さな備えが、大きな安心に変わる

組合員みんなで備える安心、一緒に考えてみませんか？



お申込み、お問い合わせは、中央会またはくまもと共済へ

(取扱団体名)

**熊本県中小企業団体中央会**

熊本市中央区安政町3番13号(熊本県商工会館6階)  
TEL 096 (325) 3255 FAX 096 (325) 6949

(引き受け共済組合)

安心、信頼、ゆたかな未来へ  
**くまもと共済 熊本県火災共済協同組合**

熊本市中央区安政町3番13号(熊本県商工会館5階)  
TEL 096 (325) 3411 FAX 096 (354) 0861